

# 新城市上下水道事業の 現状と料金改定内容について 市民説明会

新城市 上下水道部

# 1. 上下水道事業の特徴

## ① 水道施設

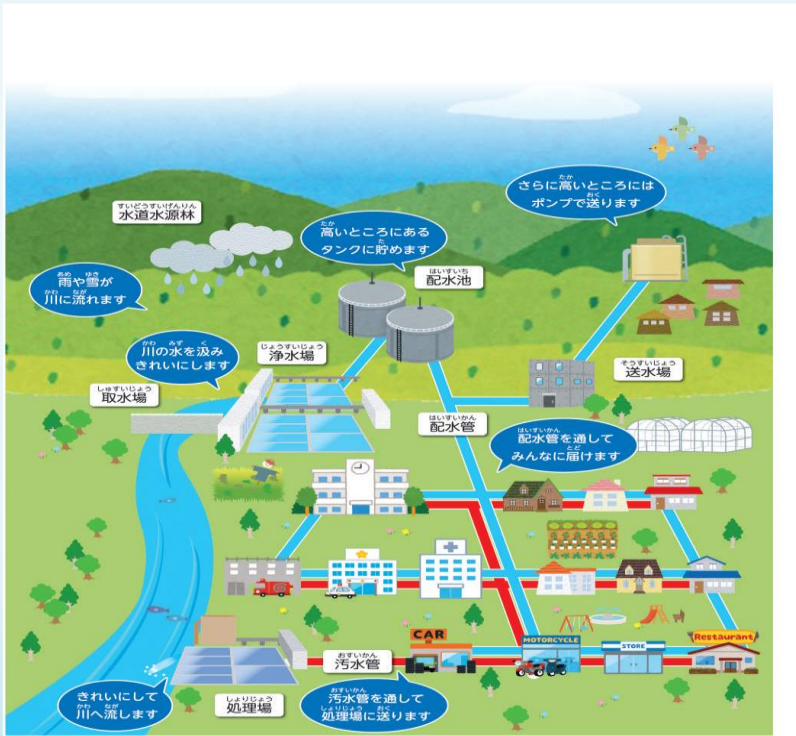
上下水道事業は、典型的な装置産業とも呼ばれ、事業の実施のためには多くの施設を建設する必要があります。



# 1. 上下水道事業の特徴

## ② 下水道施設

上下水道事業は、典型的な装置産業とも呼ばれ、事業の実施のためには多くの施設を建設する必要があります。



マンホールポンプ



巴地区農業集落排水施設



農業集落排水施設内



巴川

# 1. 上下水道事業の特徴

## ③経営原則

上下水道事業は、病院事業などと同じように、地方公営企業として独立採算の原則に基づいて経営されています。

### ○水道事業、下水道事業の会計について

#### 独立採算制

水道事業、下水道事業は、公営企業会計を適用し、一般会計(通常の自治体の会計)などの税金等で事業を行う公的サービスとは異なり、水道料金、下水道使用料を主たる収入として独立採算により事業運営しなければならない。  
(地方公営企業法第17条の2)

	市役所	水道事業、下水道事業
会計	一般会計	公営企業会計
主な収入源	税金	水道料金、下水道使用料

原則として、財源に税金を使うことができない

水道事業、下水道事業は、事業費のほとんどを水道料金、下水道使用料でまかなっている

# 1. 上下水道事業の特徴

## ④水道事業の抱える課題

上下水道事業には莫大な整備が必要ですが、地域によって建設費用が異なるため、各市町村ごとに料金格差が生じています。

料金の高い団体	
夕張市(北海道)	6,966円
羅臼町(北海道)	6,950円
由仁町(北海道)	6,939円
江差町(北海道)	6,384円
上天草市(熊本県)	6,380円

料金の安い団体	
赤穂市(兵庫県)	869円
小山町(静岡県)	1,130円
富士河口湖町(山梨県)	1,140円
長泉町(静岡県)	1,150円
忍野村(山梨県)	1,210円

最大で約8倍の料金格差

口径13mm、20m<sup>3</sup>を1ヵ月使用した場合

(公社)日本水道協会 水道料金表(令和4年4月1日現在)

## 2. 新都市の現状

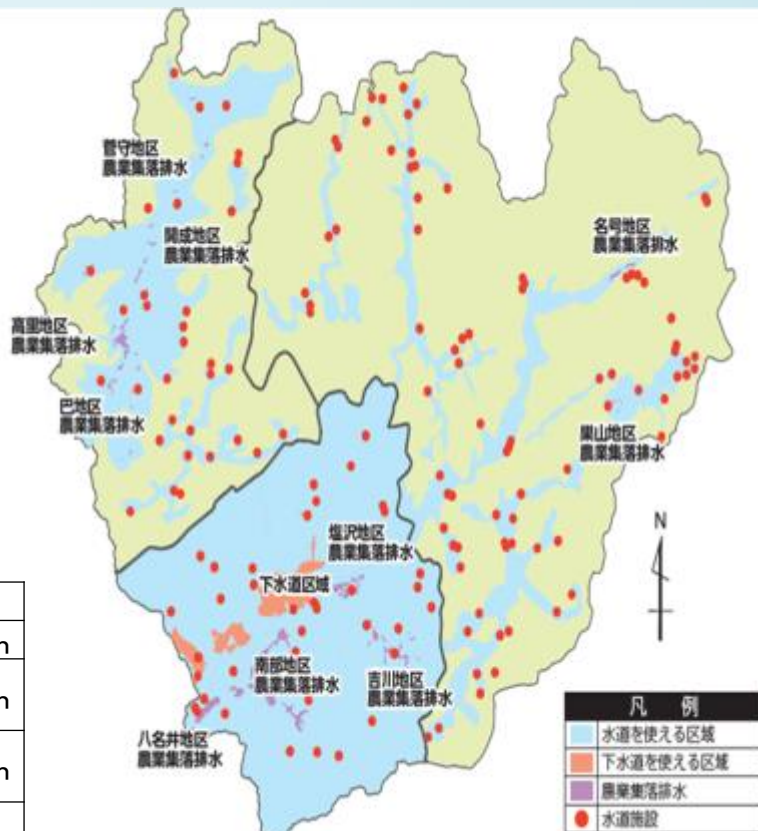
### ① 上下水道事業の概要

表1 水道施設数

地区名	給水面積	取水施設	浄水施設	送水施設	配水施設	管路延長
新城地区	117.94km <sup>2</sup>	5箇所	4箇所	17箇所	13箇所	664,202m
鳳来地区	93.26km <sup>2</sup>	16箇所	13箇所	18箇所	43箇所	
作手地区		7箇所	4箇所	10箇所	19箇所	

表2 下水道及び農業集落排水施設数

事業名	整備面積	処理施設	中継ポンプ	管路延長
下水道	470.30ha	0箇所	23箇所	114,312m
農業集落排水(新城地区)	464.00ha	4箇所	54箇所	41,059m
'' (鳳来地区)		2箇所	13箇所	6,367m
'' (作手地区)		4箇所	105箇所	77,529m
地域下水道(緑が丘地区)	8.26ha	1箇所	1箇所	3,658m

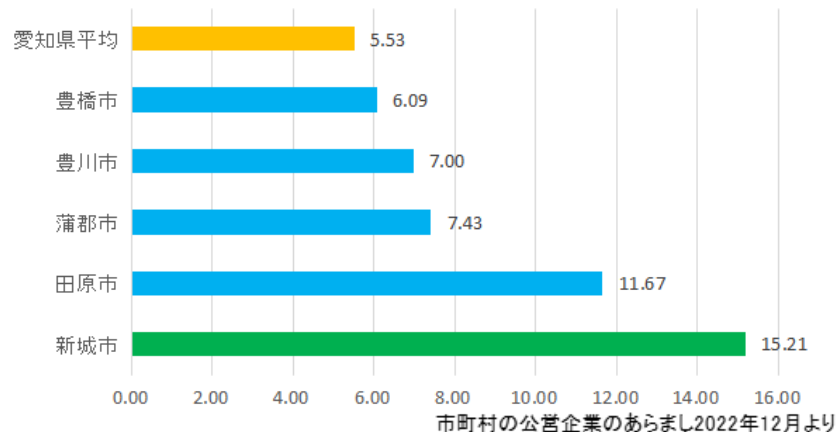


## 2. 新都市の現状

### ②水道事業の特徴(他市との比較)

新都市の経営状況を他市と比較すると地理的要因等による格差が決算状況に現れています。

給水人口1人当たり管路延長(m)



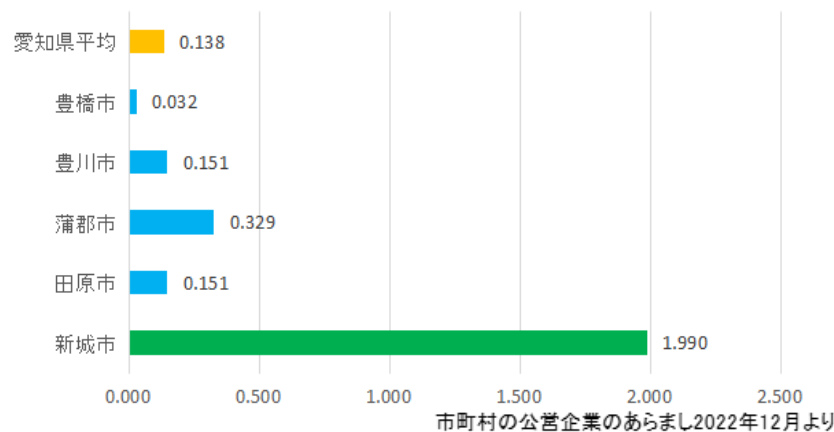
算定式 管路延長(m) ÷ 給水人口(令和4年3月31日現在)

給水人口1人あたりの管路延長を示す指標です。

管路効率が悪いほど高い数値となります。

新都市は山間の広大な区域に集落が点在していることから、給水を実施するために、より長い管路を整備する必要があります。

給水人口千人当たり施設数(箇所)



算定式 給水人口 ÷ 浄水場・配水池数 × 1,000(令和4年3月31日現在)

給水人口千人当たりの浄水場・配水池数です。

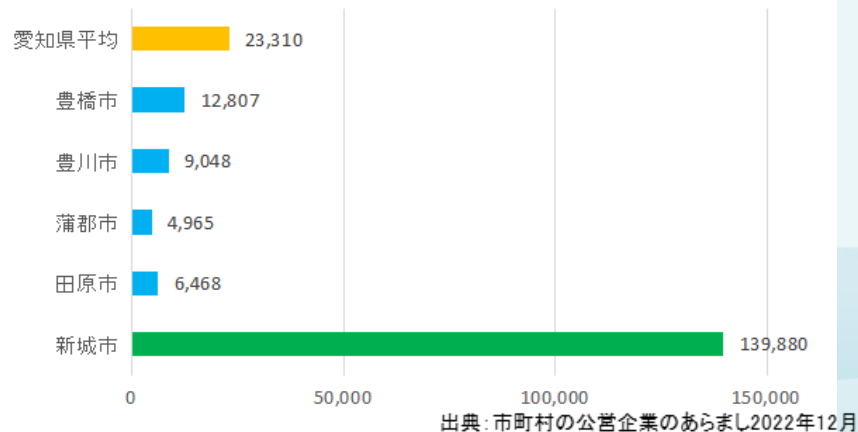
新都市は山間の広大な区域に集落が点在していることから、浄水場・配水池を多く設置する必要があり、近隣市と比較して施設効率が悪くなっています。

## 2. 新都市の現状

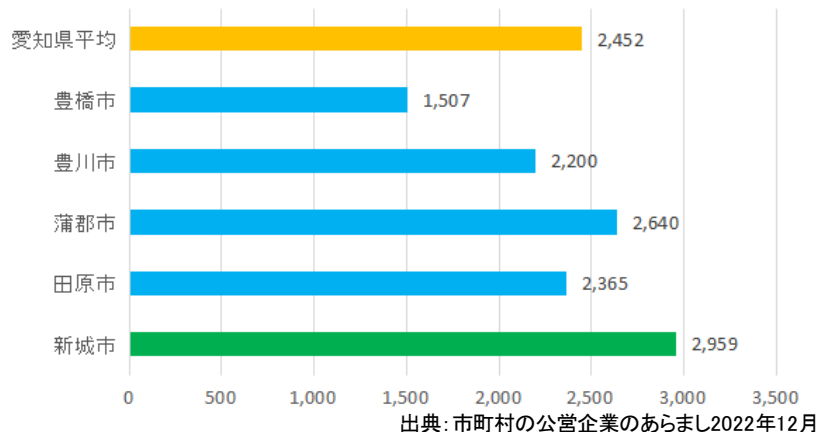
### ②水道事業の特徴(他市との比較)

新都市の経営状況を他市と比較すると地理的要因等による格差が決算状況に現れています。

給水人口1人当たり企業債残高(円)



1か月あたり家庭用水道料金(円)



算定式 企業債残高÷給水人口(令和4年3月31日現在)  
給水人口1人あたりの企業債残高です。  
新都市は愛知県平均よりも1人あたりの企業債残高は多いです。  
市域が広大で、施設が点在しており、管路が長い為、  
設備工事に費用がかかっています。

算定式 口径13mmを20<sup>m</sup>使用した場合の料金(税込)  
家庭用(口径13mm)を20<sup>m</sup>使用した場合の  
1か月あたりの水道料金です。  
新都市家庭用の料金は愛知県平均よりも高くなっています。<sup>8</sup>



## 2. 新都市の現状

### ③水道事業の特徴(まとめ)

新都市の水道事業には次のような特徴があり、それが経営に大きな影響を及ぼしています。

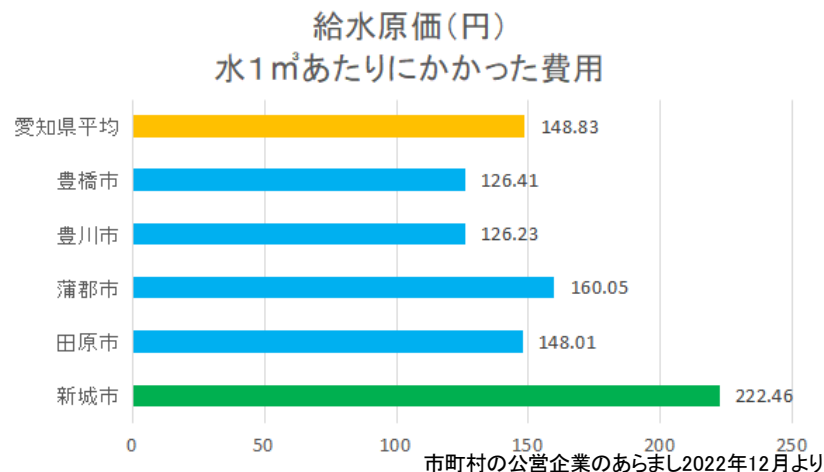
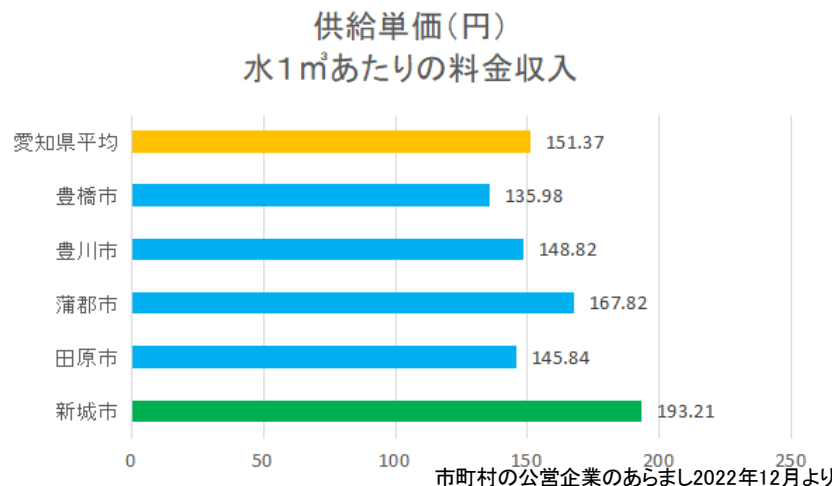
#### ○新都市の水道事業の特徴

区分	特徴	影響
地理的特徴	面積が広大で山間部に位置している。	面積499.23km <sup>2</sup> で県内2番目の広さを有し、その約84%が急しゅんな山林になっていることから、多くの浄水場と管路延長が必要となっており、施設整備費用が多額となっている。
社会的特徴	家庭用の水道使用者が多い。	家庭用の水道使用者が多いことから、水道事業にかかる費用の多くを家庭用利用者で負担しなければならない。

## 2. 新都市の現状

### ③水道事業の特徴(まとめ)

新都市の水道事業の特徴が経営に大きな影響を及ぼし、水道事業の費用と水の売上げを示す単価にも他市との格差が発生しています。



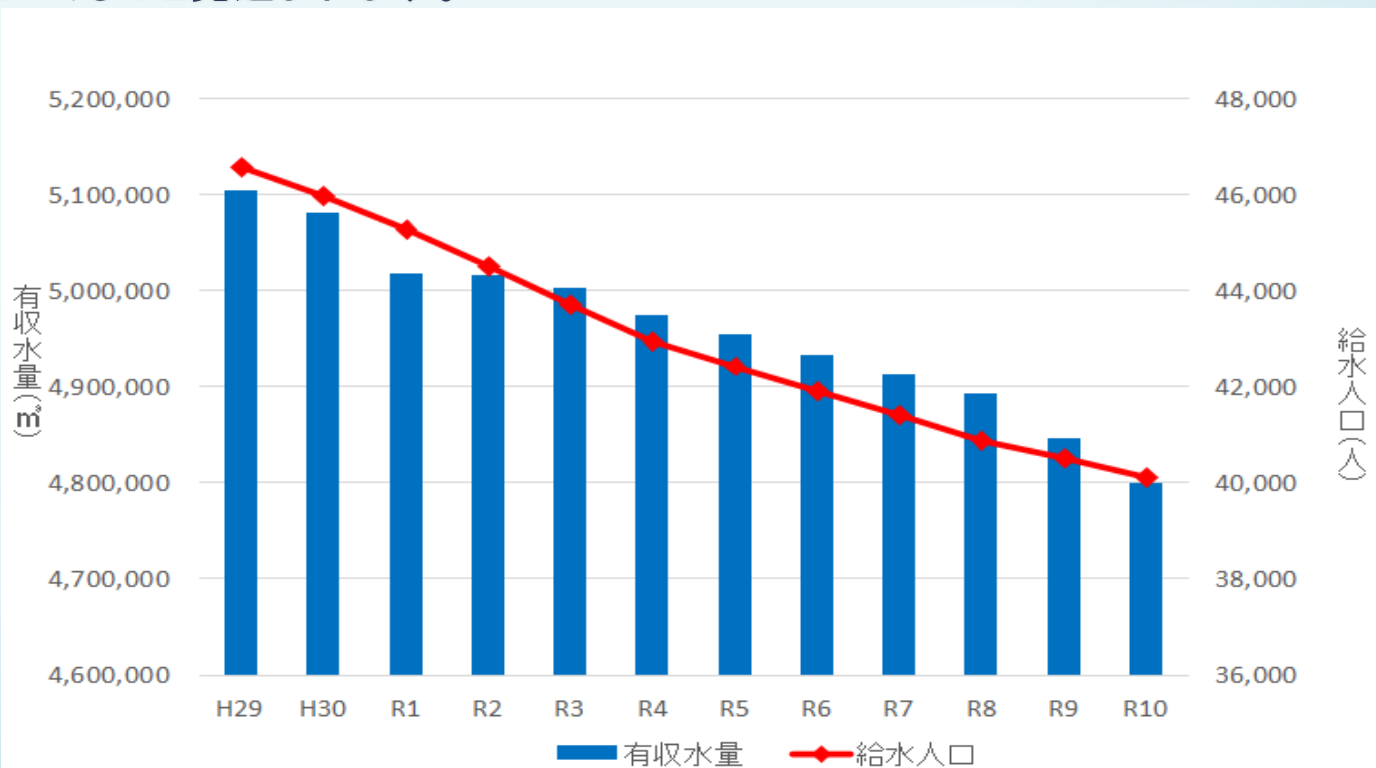
地理的および社会的な特徴により、水1m<sup>3</sup>(1,000ℓ)あたりの給水原価が愛知県平均と比較して高額となっています。

このため、供給単価が愛知県平均よりも高くなっていますが、水1m<sup>3</sup>あたりかかった費用を水1m<sup>3</sup>あたりの料金収入で賄えない状態となっており、赤字の状態となっております。

### 3. 将来見込み

#### ①水需要について

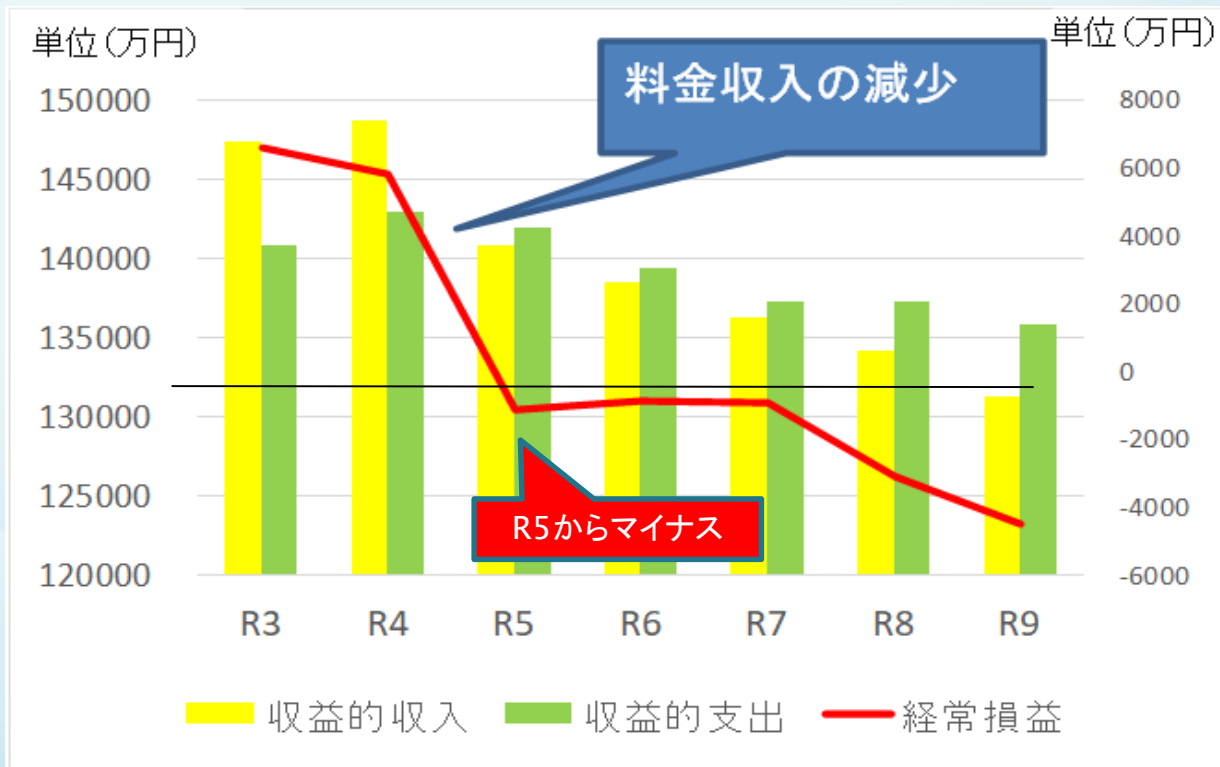
新都市の水道利用は家庭用が多いため、人口減少や節水機器の普及により水需要が減っていくものと見込まれます。



### 3. 将来見込み

#### ②収入について

新都市の水道事業は、人口減少と節水機器の普及により、料金改定しなかった場合は、令和5年度以降、毎年赤字となる見込みです。



## 3. 将来見込み

### ③必要な工事への対応

赤字が続くと必要な工事を行うことが出来なくなり、老朽化による水道管破裂や設備の故障により、漏水や断水が発生する危険性が高まります。また、水質が悪化する場合もあり、安心・安全な水道水をお届けできなくなる可能性があります。



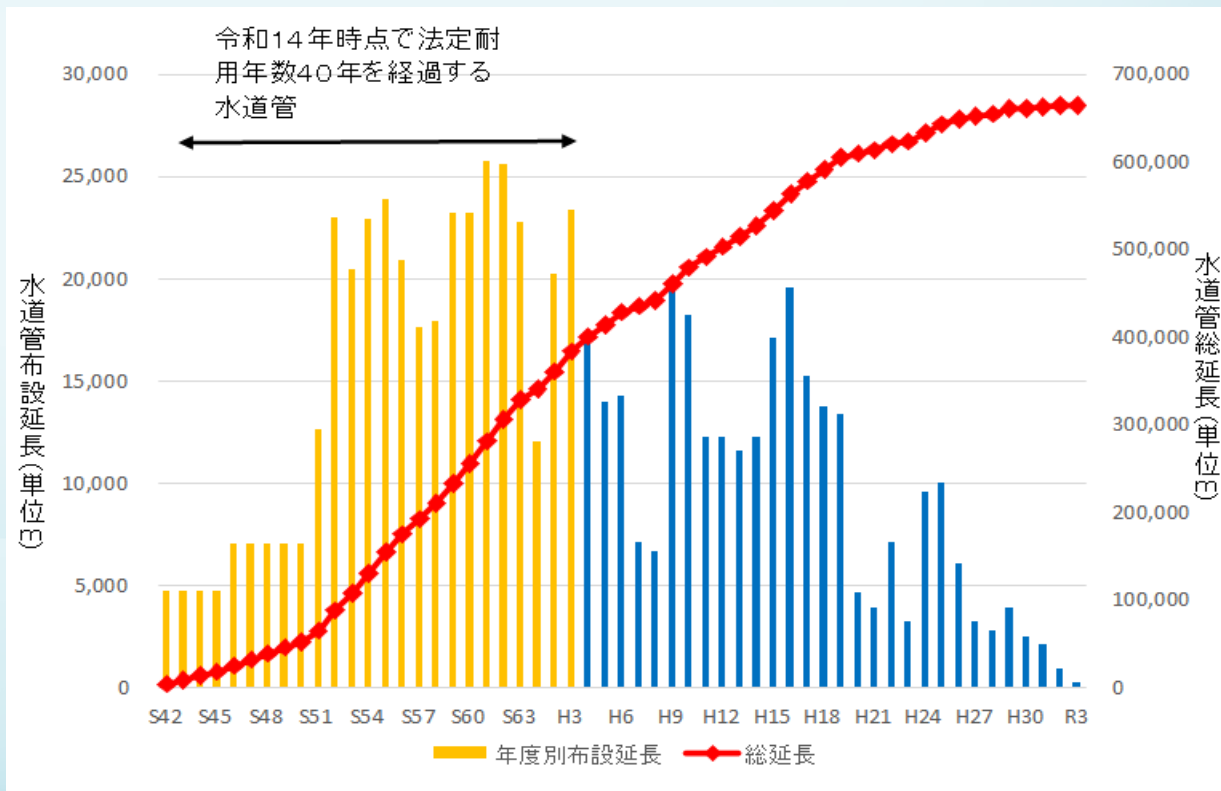
市内で発生した漏水の写真です。年間約200件発生しています。

上下水道管の漏水や施設の異常時に備え、職員が24時間365日体制で、市民の皆さんに安心・安全な水をお届けしています。

### 3. 将来見込み

#### ④水道管の状況

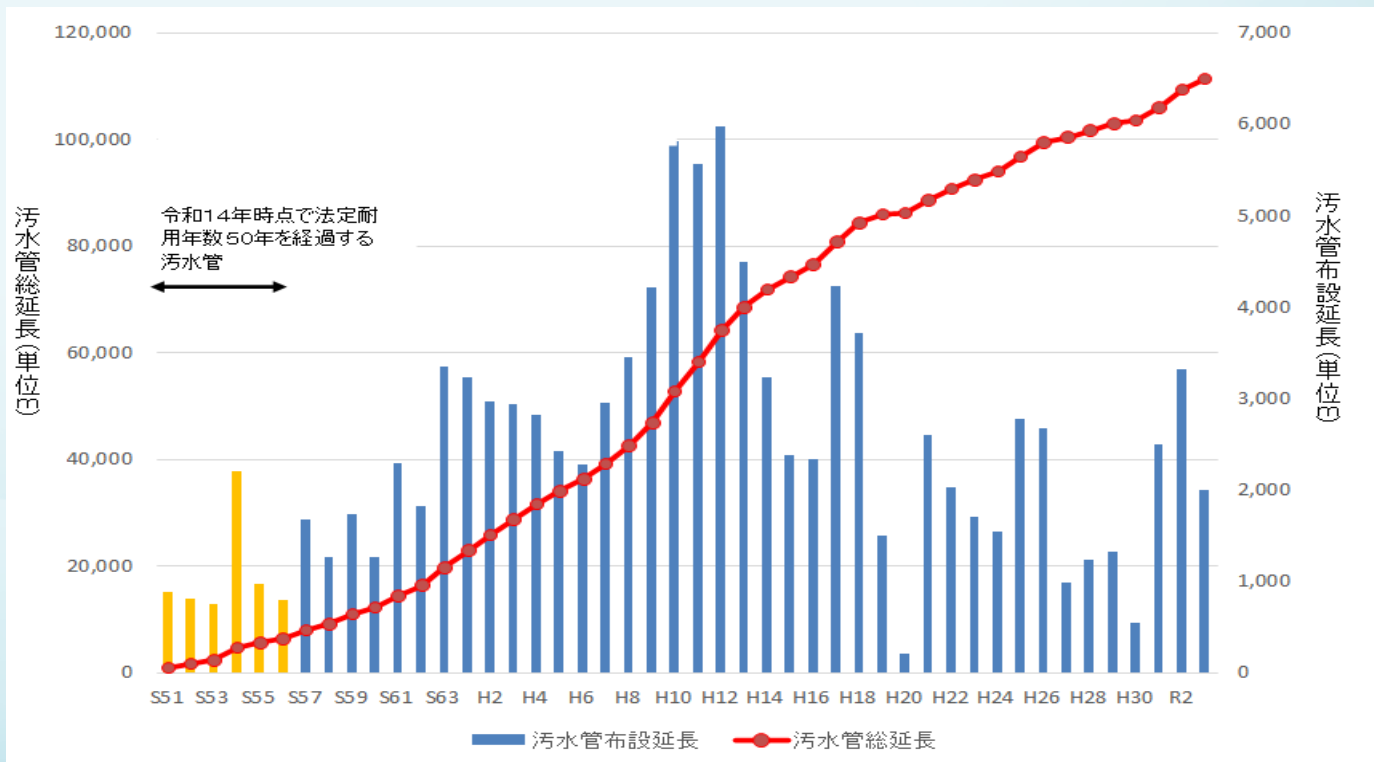
新都市の水道管664kmのうち、法定耐用年数40年を超えた管が175kmあり、更新費用は約100億円が必要です。さらに令和14年度には383kmの管が法定耐用年数を超える見込みです。



### 3. 将来見込み

#### ⑤ 下水道管の状況

新城市の下水道管242kmのうち、平成8年度から14年度までの間に集中して整備を行ったため、令和30年度以降に多額の更新工事費が必要になります。



## 4. 経営改善のために

### ①これまでの取り組み

水道施設監視のネットワーク化や維持管理体制の効率化に取り組み、下水道事業を一体的に運営する上下水道部として組織を強化する一方、市町村合併時と比較して、正規職員を約4割削減するなど経費削減に取り組んできました。

#### 組織体制の変更による職員削減

平成18年度  
市町村合併時

令和4年度

建設部  
水道課  
下水道課

職員14名削減

上下水道部  
経営課  
整備課

職員数

36名

約8,000万円削減

職員数

22名



## 4. 経営改善のために

### ②これまでの取り組み

水道事業は経費の大部分を固定費が占めるなか、県営水道受水や電気料金の契約内容の見直しなどにより、可能な限り経費削減に努めています。

#### 他の経費削減策

県営水道受水契約見直し

約1,200万円削減

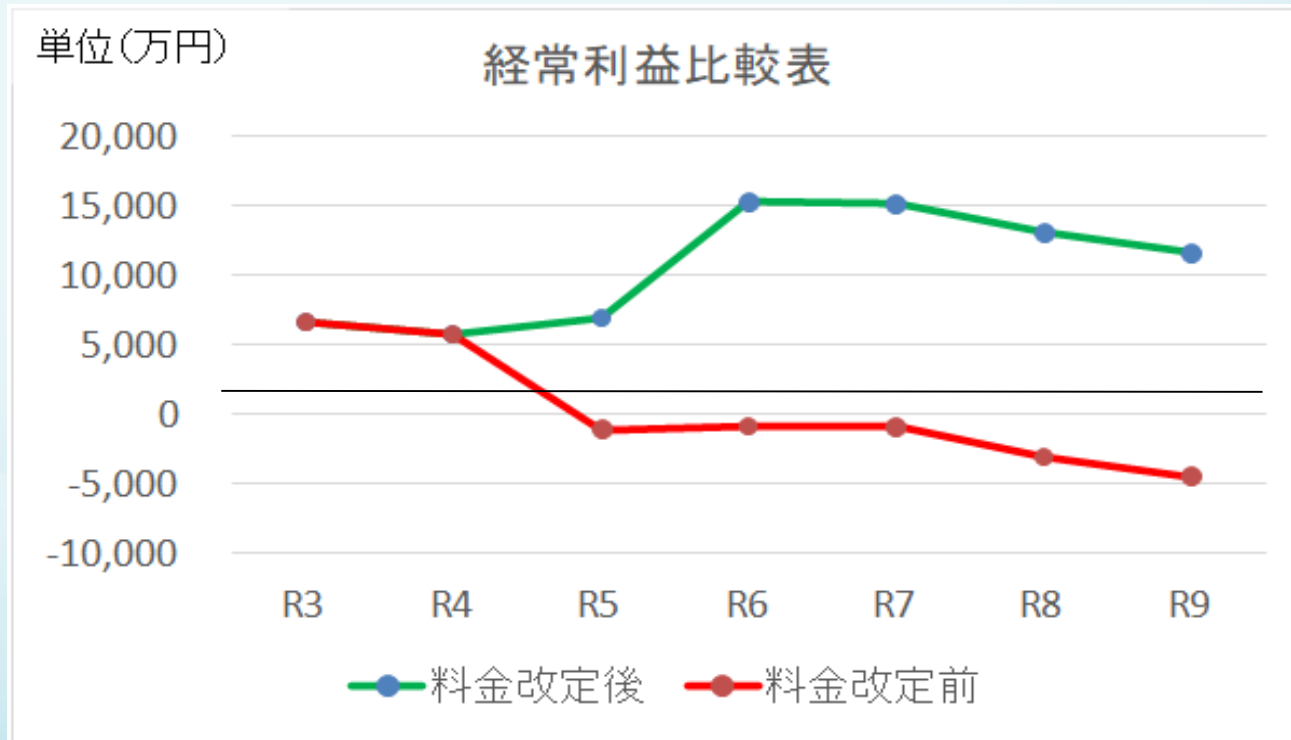
電気契約内容の見直し

約600万円削減

## 4. 経営改善のために

### ③料金改定による収入の増加

新都市の水道普及率99%に達しており、これ以上の給水人口増加は見込めないことから、収入を増加させるためには、水道料金改定を実施しなければならない状況にあります。



## 4. 経営改善のために

### ④上下水道料金改定の検討

本市では、上下水道事業に関わる重要な事項を審議するために「新城市水道料金等審議会」を設置しています。審議会是一般市民や事業者の代表、学識経験者の委員からなり、市長からの諮問(依頼)によって内容を審議し、市長に答申する機関です。

時 期	内 容
令和3年12月	「水道料金及び下水道使用料のあり方について」 審議会へ諮問（意見を求める）
令和3年12月から 令和4年9月まで	審議会を8回開催し、諮問内容を審議
令和4年10月	審議会から「水道料金及び下水道使用料の改定はやむを得ない」との答申を受理
令和4年12月	市議会にて上下水道料金改定を可決

約10ヶ月の期間を掛けて、審議会で審議を行い、水道料金及び下水道使用料の改定はやむを得ないとの答申を受理し、これにより料金改定をすべきとの経営判断に至り、審議会の答申内容を踏まえた改正議案を令和4年12月議会に提出し、可決されたことから、今回の料金改定に至りました。

# 5. 上下水道料金の改定内容

## ①改定時期について

令和5年8月1日から基本料金を改定します。水道料金については、市民生活や企業活動への急激な負担の増加を緩和するために、2段階で改定します。

下水道使用料、農業集落排水使用料、地域下水道使用料は1回の改定となります。

### 料金改定スケジュール

令和5年7月31日以前から使用している場合

▼: 検針

検針月	令和5年					令和6年			
	6月	7月	8月	9月	10月	7月	8月	9月	10月
水道料金	▼		▼				▼		
下水道使用料 農業集落排水使用料 (一般家庭以外) 地域下水道使用料	▼		▼				▼		
農業集落排水使用料 (一般家庭)	▼		▼				▼		

# 5. 上下水道料金の改定内容

## ②改定金額について

### 水道料金

種類	区分	適用料金		
		現行	R5.8.1から	R6.8.1から
基本料金 (メーター口径別)	13mm	814円	1,144円	1,474円
	20mm	1,760円	2,486円	3,212円
	25mm	2,860円	4,037円	5,214円

### 下水道使用料

種類	区分	適用使用料	
		現行	R5.8.1から
基本使用料	公共下水道 (地域下水道)	605円 (990円)	638円 (1,045円)

### 農業集落排水使用料 (一般家庭)

使用料 (一般家庭)	区分	適用使用料	
		現行	R5.8.1から
基本使用料	1世帯につき	2,530円	2,585円

※全て消費税及び地方消費税額を含む

## 5. 上下水道料金の改定内容

### ③料金シミュレーションについて

一般家庭で主に使用されている口径13mm(1期2ヶ月)のシミュレーションです。  
使用水量は、検針票を参考にしてください。

#### 料金シミュレーション(口径13mmを1期2ヶ月ご使用の場合)

使用 水量	現行			R5.8.1改定後			R6.8.1改定後		
	水道	下水道	合計	水道	下水道	合計	水道	下水道	合計
20 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	3,278円	2,860円	6,138円	3,938円	2,926円	6,864円	4,598円	2,926円	7,524円
40 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	5,918円	5,720円	11,638円	6,578円	5,786円	12,364円	7,238円	5,786円	13,024円
60 <sup>m</sup> <sup>3</sup>	9,658円	9,020円	18,678円	10,318円	9,086円	19,404円	10,978円	9,086円	20,064円

※全て消費税及び地方消費税額を含む

## 6. おわりに

上下水道・農業集落排水事業は、みなさまからいただく料金収入により支えられています。

みなさまの生活に欠かすことのできないライフラインを守り、安心・安全な水を安定してお届け、処理し続け、健全な経営を行うため、業務の見直しや職員を減らすなど経費の削減に取り組んできました。

しかし、こうした経営努力のみでは、今後の厳しい経営状況を乗り切ることができず、料金を据え置いた場合は、これまで同様のサービスを維持することはできません。

今後は各事業の経営状況を見据え、施設・設備規模の最適化を図るなど、さらなる経営の効率化や経費の削減に取り組み、事業経営の健全化に努めてまいります。

**ご清聴ありがとうございました。**